

事故防止及び発生時対応マニュアル

社会福祉法人いぶきサポート協会

事故防止及び発生時対応マニュアル

1、はじめに

利用者が安心・安全にサービス利用することができるよう、未然に事故を防ぐよう努めるとともに、万が一事故が発生した場合には迅速かつ的確に対応できるようマニュアルを策定する。

2、基本的な考え方

利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、法人の理念や放課後等デイサービスガイドラインの方針でサービスを提供できるよう努力が必要である。

その前提として事業所はあらかじめ起こり得る事故を予測し、事故が起きないよう日頃から「備える」ことが重要であり、また万が一事故が発生した場合においても、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、被害を最小限に抑えることが重要である。

このため事業所は事故が発生した場合だけでなく、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット）について、その事実関係を把握し、その後の防止に努めることが大切である。また、職員と利用者との関係性が十分に築けており、利用者の特徴に合わせた支援を行うことで事故やトラブルの発生リスクを減らすことができる。

3、事故防止

【1】利用者の特性の把握

利用者一人ひとりの障がいや心身の特徴から、どのような事故が起こり得るか予想し、職員一人ひとりが支援技術の向上を目指す。また、職員と利用者との関係性を考慮し、最も効果的な方法でその行動に対処できるよう日頃からミーティング等で情報や支援の方法を共有することが重要である。

【2】風通しの良い職場作り

事故防止対策は、すべての職員で取り組むことが大切である。日頃から現場の課題を明らかにし、職員全員で対応策を構築していくことが求められる。また、職員が一人で支援方法に判断せず、他の職員等に相談するよう心掛ける。

【3】家族とのコミュニケーション

利用契約時、事業所からの一方的な説明だけでなく、事業所と家族とのコミュニケーションの場と捉え、予想されるリスクについても事前に説明し十分に理解を得るようにする。

【4】事業所内外の環境整備

①支援前

- ・備品、遊具等に破損がないかチェックし、怪我のおそれのあるものは修理、もしくは破棄する。
- ・ハサミや包丁、消毒液等の薬品など、危険性の高いものはしっかりと管理し、利用者の手の届かないところに保管する。
- ・当日利用する利用者の特徴や状況を把握し、環境への配慮を行う。
- ・天気予報をチェックし天候の変化や気温を把握し、熱中症対策や降雪等に注意する。

②支援中

- ・パニック等の衝動行為がみられる時には、投げられるものを遠ざけたり、周りに危険がないか十分注意し様子を見る。

- ・遊具が散乱していることで、踏みつけや破損による怪我のないよう、危険性の高い場合は片付けを優先する。
- ・外出時は利用者の特徴を把握し、職員と対応する利用者との関係性やその特徴に合わせた支援を行う。
- ・水遊びを行う場合は、利用者の特徴を把握し、利用者が付き添い行う。必要であればライフジャケットを着用する。
- ・利用者の所在を常に確認する。無断で外に出てしまう利用者に対しては特に注意をする。
- ・異食のある利用者には必ず職員が様子を見るとともに、口に入れてしまう可能性のあるものを周りには置かない。
- ・食事をのどに詰まらせてしまう可能性のある利用者には目を離さず見守りをしっかりと行う。

【5】送迎車

①支援時間外

- ・ガソリン、エンジンオイル、タイヤ、シートベルト等安心して走行できる状態を保っているかチェックする。
- ・送迎車両は必ず1週間に1回車内外を清掃する。
- ・毎月行う責任者会議での交通安全指導を各事業所職員で共有する。

②乗車中

- ・利用者の状態を把握し、トラブルの起きない座席配置を行う。また、障がいの程度が重い利用者については添乗職員を配置する、もしくはミラーで確認できる位置に座ってもらう。
- ・乗降時のドアの開閉、飛び出しなどに十分注意する。
- ・車の運転は、速度、車間距離、一旦停止、歩行者、自転車等に十分注意し、事故や道路交通違反がないようにする。

【6】食物アレルギー

- ・食物アレルギーのある利用者が利用する場合、ミーティング等で情報を把握し、職員全員が共通認識できるよう周知徹底する。

【7】近隣の病院

- ・事故、ケガに備えて、近隣に開設している医院（診療科目別）の連絡先リストを作成

4. 事故発生時

【1】傷病者の発見

- ・緊急時対応フローチャートを参照し傷病者の状態により救急処置等を行う。

【2】送迎中

①交通事故の場合

- ・車を安全な場所に止め傷病者の確認を行う。
- ・119番通報及び110番通報を行う。
- ・管理者に連絡し他の利用者を乗せ換えるための車の手配を行う。
- ・家族に連絡。

【3】行方不明

利用者の特徴から行動する範囲を特定し捜索。5分で見つからない場合は直ちに110番通報及び家族への連絡を行う。

このマニュアルは平成27年4月1日より施行

・令和3年10月一部改訂